

条件付き一般競争入札手続等要領

1 趣旨

この要領は、公共工事に係る条件付き一般競争入札の手続等に関し、必要な事項を定める。

2 対象工事

原則として1億5千万円以上の公共工事（以下「対象工事」という。）とする。

ただし、緊急を要する場合等については、条件付き一般競争入札の対象工事とはしない。

3 入札の公告

入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他必要な事項について、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、市役所掲示場への掲示の方法により行う。

4 入札参加資格

(1) 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、おおむね次のとおりとする。

ア 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 滑川市における建設工事指名競争入札参加資格を有し、富山県内又は富山県内の一定地域内に建設業法第3条に規定する営業所を有する者であること。

ウ 入札参加資格確認申請期限の日から対象工事の入札の日までの間、滑川市から指名停止を受けていない者であること。

エ 対象工事と同種の工事について施工実績がある者であること。

オ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。

カ その他対象工事を適正に施工できる者であること。

(2) 共同企業体について必要な資格を定める場合にあっては、前号に準じてその代表構成員及びその他構成員の条件を定めるとともに、構成員数、出資比率等共同企業体の結成の条件を定める。

5 入札参加資格の決定

対象工事についての入札参加資格は、第16項に規定する入札参加資格委員会の議を経て決定し、公告において明らかにする。

6 入札参加申請書及び入札参加資料の提出及び受付

(1) 条件付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

(2) 申請書及び資料は、公告に定める様式に従って、参加希望者が入札担当課に1部持参しなければならない。

(3) 申請書及び資料の様式は、次の表の区分に応じ、公告において定める。

種	類
ア	申請書
イ	資料
	(ア) 施工実績
	(イ) 配置予定の技術者
	(ウ) 施工計画（特に高度な施工技術を要する工事に限る。）

(4) 所定の期限までに申請書及び資料を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

(5) 第1号の申請書及び資料の提出期限は、原則として入札の公告をした翌日から起算して10日後とする。

(6) 申請書及び資料の受付は、入札担当課において行う。

(7) 第1号、第2号、第4号、第5号及び前号に関する事項並びに次に掲げる事項を公告において明らかにする。

ア 資料の作成に要する費用は、申請者の負担とすること。

イ 提出された資料は、入札参加資格の確認の有無以外には使用しないこと。

ウ 提出された資料は、返却しないものであること。

エ 資料提出に関する問合せ先

オ その他必要と認める事項

7 入札参加資格の確認

(1) 市長は、第16項に規定する入札参加資格委員会の議を経て、入札参加資格の有無の確認を行う。

(2) 前号の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行う。

(3) 市長は、必要に応じ所定の期限までに入札参加資格の確認の結果を書面により通知し、その旨を公告において明らかにする。

(4) 前号の通知は、原則として申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して10日以内に行う。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、原則として第7項第3号の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができる。

(2) 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面を持参して提出することにより行う。

(3) 書面の提出先は、入札担当課とする。

(4) 市長は、第2号により書面が提出されたときは、原則として、第1号により説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (5) 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、第7項第3号の通知を取消し、前号の回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知を行う。
- (6) 第4号の回答及び前号の通知を行う場合は、第16項に規定する入札参加資格委員会の議を経て行う。
- (7) 現場説明会（現場説明会を行わない場合にあつては、入札の執行）は、第4号及び第5号の手続きが終了していることを確認のうえ実施する。
- (8) 第1号から第4号に関する事項を公告において明らかにする。

9 設計図書等の配付又は貸出

- (1) 設計図書等のうち契約案、入札心得及び仕様書は無償で配布又は貸出する。
図面は有償により配付又は貸出する。（ただし、建築に関する図面については、有償により貸与する。）
- (2) 設計図書等の配付又は貸出申込受付は、公告後速やかに開始することとし、申請書及び資料の提出期限の日まで行う。
- (3) 設計図書等に関する質問及びこれに対する回答方法は、現場説明会で別途指示する。
- (4) 第1号から前号までにに関する事項を公告において明らかにする。

10 設計図書等の閲覧

設計図書等は、公告の日から入札日の前日まで行う。

11 現場説明会

- (1) 副市長が必要と認めるときは、現場説明会を行うことができる。
- (2) 現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨並びに現場説明会を行う日時及び場所等を公告において明らかにする。

12 入札の日時及び場所等

入札の日時及び場所等に係る事項を公告において明らかにする。

13 入札方法等

入札方法等は、次によることとし、その旨を公告において明らかにする。

- (1) 入札は、入札書を持参して行うこと。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は原則として3回を限度とする。
- (4) 入札保証金は免除する。

14 入札の無効

次に掲げる入札は無効とし、その旨を公告において明らかにする。

- (1) 滑川市契約に関する規則第27条及び入札心得第5条のいずれかに該当する入札

(2) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札

15 入札結果等の公表

条件付き一般競争入札に付した対象工事については、次により落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、その結果を公表する。

(1) 公表の内容

入札者名及び各入札者の各回の入札金額（令167条の2第1項第8号の規定により随意契約とした工事にあつては契約の相手方及び契約金額）

(2) 公表の方法

前号に掲げる事項を記載した書面を、入札担当課において閲覧に供する。

16 入札参加資格委員会の設置

(1) 入札参加資格の確認等を行うため、入札参加資格委員会（以下「入札参加資格委員会」という。）を設置する。

(2) 入札参加資格委員会は、副市長を長とし、総務部長、産業民生部長、建設部長、財政課長、対象工事担当課（局）及び副市長の指名する者をもって構成する。

(3) 入札参加資格委員会は、次に掲げる事項を審議する。

ア 入札参加資格に関する事項

イ 入札参加資格確認資料説明会及び資料のヒアリングの実施の必要性の有無

ウ 入札参加資格の有無

エ 入札参加資格がないと認めた者からの理由の説明への対応

オ その他必要と認める事項

(4) 必要があると認めた場合、対象工事に関する技術的な事項を審査するため、入札参加資格委員会に技術審査部会を置くことができる。

(5) 技術審査部会は、建設部長を長とし、建設課長、その他建設部長が指名する者をもって構成する。

(6) 技術審査部会は、次に掲げる事項を審査し、技術審査部会の長は、その結果を入札参加資格委員会に報告する。

ア 施工実績の確認

イ 配置予定技術者の確認

ウ 施工計画の適否の認定

エ その他必要と認める事項

17 施行時期

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

18 細則

電子入札にあつては、前条までの規定にかかわらず、その使用するシステムの機能によるものとする。

附 則

この要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。